

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

April, 2010 **臨時号**

なごみ便り

www.101dog.co.jp

「児童手当拠出金」引き上げなし

今年度から開始される子ども手当。従前の児童手当とは異なりますが、この予算は児童手当拠出金として一般事業主が拠出した財源が一部充てられることとなっています。

事業主からの拠出金の徴収、納付等の取扱いについては、児童手当法における取扱いと同様です。これまで通り、厚生年金保険の適用事業所は児童手当を受けている被保険者がいるか否かに関係なく、一定率の拠出金を厚生年金保険料と共に納付する必要があります。

児童手当とは

児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。＜児童手当法第1条＞

児童手当拠出金とは

被用者に支給される児童手当等の財源のため、国が徴収する金額。

拠出額 = 厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額 × 「拠出率」

平成22年度の拠出率  0.13%

雇用保険法の改正について（雇用保険率）

雇用保険二事業の財源基盤強化のため、平成22年4月より下記の通り変更になります。

	雇用保険率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
建設業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000

文章担当：根本

～なごみ便り臨時号について～

今回は臨時号です。次号は例月通り、毎月15日前後の発信となります。